

坂出市地域防災計画 参考資料

第19章 協定・覚書等

目次

19-1	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(建設業協会)	1
19-2	災害時における水道応急措置への協力に関する協定書 (上下水道工事業協同組合)	2
19-3	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書(T-WORKS)	3
19-4	災害時緊急放送の協力に関する協定書(KBN)	5
19-5	災害時緊急放送の協力に関する協定書(FM-SUN)	6
19-6	避難情報の伝達に関する申し合わせ(県・市町・NHKほか)	7
19-7	災害時における協力に関する協定(かんぼの宿)	9
19-8	災害時の福祉避難所(二次避難所)に関する協定書 (坂出市福祉老健施設連絡協議会)	10
19-9	災害時の福祉避難所(二次避難所)に関する協定書(五色会)	12
19-10	災害時の福祉避難所(二次避難所)に関する協定書(若竹会)	14
19-11	災害時における救援物資提供に関する協定書(コカ・コーラ)	16
19-12	災害発生時における救援物資提供に関する協定書(ペプシコーラ)	17
19-13	災害時における物資供給に関する協定書(コメリ災害対策センター)	18
19-14	災害時における飲料水の調達に関する協定書(コカ・コーラ)	20
19-15	災害時における物資等の輸送に関する協定書(トラック協会)	21
19-16	災害時の医療救護活動に関する協定書(坂出市医師会)	23
19-17	災害時の医療救護活動に関する協定書(坂出市歯科医師会)	25
19-18	災害時の医療救護活動に関する協定書(坂出市薬剤師会)	27
19-19	消防相互応援協定書(丸亀市)	29
19-20	香川県消防相互応援協定(県内消防)	30
19-21	香川県防災ヘリコプター応援協定(県・市町・事務組合)	33
19-22	鉄道災害時の安全対策に関する覚書(JR四国)	34
19-23	災害時における情報交換及び支援に関する協定書(四国地方整備局)	36
19-24	坂出市と坂出海上保安署との業務協定書(坂出海上保安署)	38
19-25	災害時の相互応援に関する協定書(県内市町)	40
19-26	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定(関係市町)	42
19-27	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定(関係市)	49
19-28	中国四国農政局高松地域センター 震災対応マニュアル(抜粋)	52
19-30	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書(エルピーガス協会)	54
19-31	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書(石油商業組合)	55
19-32	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書(電気工事業工業組合)	56
19-33	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(アクティオ)	57
19-34	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(讃岐リース)	58
19-35	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	64
19-36	災害時の協力に関する協定	66
19-37	被災建築物の応急対策業務に関する協定書	67

19—1 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と坂出市建設業協会（以下「乙」という。）は、坂出市内において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市内における災害時の応急対策業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 第1項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害物の除去及び応急対策等

(2) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急対策業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき支払うものとする。

（実施細目）

第9条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、本協定はさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市林田町3331番地3(明石建設総務部内事務局)
坂出市建設業協会
会長 明石 光喜

この協定書は、平成17年4月14日に坂出市建設業協会と締結していた同協定書を、第10条の記載変更により、再締結したものである。

19-2 災害時における水道応急措置への協力に関する協定書

坂出市水道事業（以下「甲」という。）と坂出市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が坂出市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う甲の所管する施設の応急復旧、応急給水等（以下「応急措置」という。）に対して、乙が協力することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、水道に関して特に乙の出動を必要とするときは、乙に対し応急措置への協力を要請するものとする。

（要請手続）

第2条 前条に定める要請は、甲が乙に対して、災害の状況及び場所、活動内容、希望する人員及び機材等必要な事項を連絡することをもって行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置を行うための体制を確立のうえ、必要な人員及び機材等を出動させ、応急措置に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の指示に従い応急措置に従事するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく応急措置に係り乙が要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急措置に使用した車両及び機械等の借上げ費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 乙及びこれらの組合員が保有していた資機材であって、応急措置に使用したものに係る費用
- (4) その他の経費

2 前項の経費の額は、甲の積算基準に基づき算出するものとする。

（人員等の報告）

第5条 乙は、この協定に基づく応急措置に出動させることができる人員及び諸機材等の状況について、毎年度当初に甲に対し文書で報告するものとする。

（連絡担当者）

第6条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、必要な情報を相互に速やかに交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第7条 この規定の有効期間は、協定締結の日から当該事業年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（実施細則）

第8条 この協定の実施に関して必要な細則については、別に定める。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 6月 8日

甲 坂出市室町二丁目2番2号
坂出市水道事業者
坂出市長 松浦稔明

乙 坂出市番の州公園3番2
坂出市上下水道工事業協同組合
代表理事 和田弘

[危機監理室]

19-3 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と株式会社T-WORKS（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件（この協定において「緊急通行妨害車両等」という。）の排除業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市内における、災害時の緊急通行妨害車両等の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、次に掲げる事項を乙に通知して、その協力を要請する。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 緊急通行妨害車両等の場所、種別及び台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

2 前項の規定による要請は文書により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付する。

（協力活動）

第3条 乙は、甲より前条の規定による要請があった場合は、乙の従業員、車両及び装備等の範囲内で、可能な限り車両等排除業務を実施する。

2 前項の規定による車両等排除業務を実施する乙の従業員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第1項第3号により甲が指定する現場責任者の指示に従い、車両等排除業務を実施する。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が行った車両等排除業務の実施に要した費用は、乙の負担とする。

（災害補償）

第5条 従事者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、坂出市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年坂出市条例第11号）を準用し、甲が補償する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病、又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（排除対象車両等の破損の補償）

第6条 車両等排除業務の実施にあたり、従事者が排除の対象となる緊急通行妨害車両等を破損した場合、又は他人に損害を与えた場合は、甲が損失を補償する。ただし、当該従事者の故意又は重大な過失による場合は、乙又は当該従事者の責任において賠償する。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては代表取締役とする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲、乙間で協議して定める。

（期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲、乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年12月18日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市西庄町1058番地1
株式会社 T-WORKS
代表取締役 濱 本 哲 也

19-4 災害時緊急放送の協力に関する協定書

坂出市内に発生し、または発生する恐れのある地震、風水害その他の災害(以下これらを「災害」という。)時における緊急放送の協力について、坂出市(以下「甲」という。)と香川テレビ放送網株式会社(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、坂出市内に災害が発生し、または発生する恐れがあるときに、甲が発信する災害等に関する情報(以下これを「災害時緊急情報」という。)を、乙が所有する放送設備を通して市民に放送(以下「災害時緊急放送」という。)し、災害による被害を最小限にし、または未然に防ぐことを目的とする。

(遵守)

第2条 甲と乙は、坂出市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安全に寄与するため、迅速かつ的確に災害時緊急情報を提供するよう努めるものとする。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間は、平成17年7月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1カ月前までに、甲または乙からその相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(災害時緊急放送の協力依頼と協力)

第4条 甲は、坂出市内に災害が発生し、または発生する恐れがあり、災害時緊急放送が必要と予測されるときは、乙に予め協力依頼を行う。乙は甲からの依頼を受けたときは、随時に放送ができるよう社内の態勢を整え協力しなければならない。

2 不測の災害が発生したときは、甲・乙相互に協力し、災害時緊急放送の態勢を整え、連絡を密にし災害時緊急情報提供に全力を注がなければならない。

(災害時緊急放送の要請)

第5条 甲は、災害時緊急放送の必要があるときは別に定める災害時緊急放送要請書を乙に提出して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

(災害時緊急放送)

第6条 乙は、前条の規定による要請(以下「要請」という。)を受けたときは、他の業務に優先して当該要請に応じ、甲に協力し、甲から要請を受けた内容を可能な限り速やかに放送しなければならない。

2 乙は、その情報発信源が甲である旨を明確にし、甲から放送要請のあった内容の趣旨を変えずに放送をしなければならない。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づく災害時緊急放送に要する費用は、乙の負担とする。

2 甲の要請に基づく災害時緊急放送により、同時刻に予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主等との間の協議により、その解決を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月1日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 松浦稔明

乙 坂出市京町一丁目6番37号
香川テレビ放送網株式会社
代表取締役 三谷繁雄

19-5 災害時緊急放送の協力に関する協定書

坂出市内に発生し、または発生する恐れのある地震、風水害その他の災害(以下これらを「災害」という。)時における緊急放送の協力について、坂出市(以下「甲」という。)とエフエム・サン株式会社(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、坂出市内に災害が発生し、または発生する恐れがあるときに、甲が発信する災害等に関する情報(以下これを「災害時緊急情報」という。)を、乙が所有する放送設備を通して市民に放送(以下「災害時緊急放送」という。)し、災害による被害を最小限にし、または未然に防ぐことを目的とする。

(遵守)

第2条 甲と乙は、坂出市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安全に寄与するため、迅速かつ的確に災害時緊急情報を提供するよう努めるものとする。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間は、平成17年7月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1カ月前までに、甲または乙からその相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(災害時緊急放送の協力依頼と協力)

第4条 甲は、坂出市内に災害が発生し、または発生する恐れがあり、災害時緊急放送が必要と予測されるときは、乙に予め協力依頼を行う。乙は甲からの依頼を受けたときは、随時に放送ができるよう社内の態勢を整え協力しなければならない。

2 不測の災害が発生したときは、甲・乙相互に協力し、災害時緊急放送の態勢を整え、連絡を密にし災害時緊急情報提供に全力を注がなければならない。

(災害時緊急放送の要請)

第5条 甲は、災害時緊急放送の必要があるときは別に定める災害時緊急放送要請書を乙に提出して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

(災害時緊急放送)

第6条 乙は、前条の規定による要請(以下「要請」という。)を受けたときは、他の業務に優先して当該要請に応じ、甲に協力し、甲から要請を受けた内容を可能な限り速やかに放送しなければならない。

2 乙は、その情報発信源が甲である旨を明確にし、甲から放送要請のあった内容の趣旨を変えずに放送をしなければならない。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づく災害時緊急放送に要する費用は、乙の負担とする。

2 甲の要請に基づく災害時緊急放送により、同時刻に予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主等との間の協議により、その解決を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月1日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 松浦稔明

乙 坂出市京町一丁目6番37号
エフエム・サン株式会社
代表取締役 田尾彰教

19-6 避難情報の伝達に関する申し合わせ

平成18年4月28日

香川県並びに県内の市町及び放送事業者（別紙「避難情報伝達機関一覧」のとおり）は、災害時の避難情報の伝達について、次のとおり、申し合わせるものとする。

1. 申し合わせの対象とする情報の種類は、災害対策基本法に基づいて市町長が発表する避難指示及び避難勧告並びに、住民に避難の準備を呼びかけることなどを目的に市町長が発表する避難準備情報とする。
2. 上記「1」の情報の内容は次のとおりとする。
 - ① 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発表又は解除に関すること。
 - ② 上記①についての、発表又は解除の時間、発表の対象地域及び避難場所
3. 上記「2」の情報について、市町は別に定める様式により、県及び放送事業者に対して有線電話ファックス又は防災行政無線のファックスにより送信する。
4. 放送事業者は、上記「3」の送信を受信した場合、自主的な判断のもと、住民の生命や安全の保護に資するため、放送を通じて避難情報を住民に伝達することとする。
5. 避難情報の伝達をより適切に行う手段等について、県、市町、放送事業者は、それぞれの役割に応じて検討し、適宜、関係者で協議することとする。

「以上」

【県、17市町、放送事業者（NHK高松放送局、西日本放送㈱、㈱瀬戸内海放送、山陽放送㈱四国支社、岡山放送、㈱四国支社、テレビせとうち㈱四国支社、㈱エフエム香川）との間の申し合わせ】

避難発表状況連絡票

(様式)

送信日時 年 月 日 時 分

各放送事業者 }
香川県防災局 } あて

市町名 _____
担当者 所属 _____
氏名 _____
電話 _____

対象地域	左の世帯数	避難場所	避難準備情報		避難勧告		避難指示		適用
			発表	解除	発表	解除	発表	解除	

- ※ それぞれの情報について、「発表」及び「解除」の場合には、次の例のように日時を記入すること。
【例（9月12日午後8時15分の場合）：9/12, 20:15】
- ※ 変更があるたびに作成・送信すること。
- ※ すべての情報について「解除」の時間が記入されるまで作成・送信すること。
- ※ 「対象地域」の欄には複数の地域名を記入しないこと。
- ※ 通常読みにくい地名の場合は、振り仮名を付すこと。
- ※ 「避難準備情報」から「避難勧告」へ、「避難勧告」から「避難指示」へなどと続けて変更する場合は、もとの情報の解除時間と次の情報の発表時間を同時刻として記入すること。
「避難準備情報」から「避難勧告」に変更した後、「避難準備情報」にレベルダウンするなどの場合は、行を変えて記載したうえ「摘要欄」にその旨明示するなどによること。
- ※ 発表の理由を「適用」欄に記入すること。（例：〇〇川堤防決壊のおそれ）
- ※ 記載内容を修正する場合は、修正後も修正前の記載が分かるよう見え消し修正すること。
- ※ 用紙が複数になる場合は、右下欄外にページ番号を付すこと。（例：1/3, 2/3, 3/3）

19-7 災害時における協力に関する協定

日本郵政株式会社かんぼの宿坂出（以下「甲」という。）と坂出市（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、坂出市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行い、災害救援対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲は、坂出市内に災害が発生したときは、乙の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (4) その他甲が可能とする協力

2 甲は、第2条に定める災害以外の災害について、乙の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（周知）

第4条 甲は、甲の敷地内に「坂出市との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、乙は、本協定の内容について市民に周知するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 甲は、乙が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対策に万全を期すよう努めるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては支配人、乙においては総務部長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

（期間）

第9条 この協定は、平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間、有効とする。

但し、甲又は乙が期間満了日の1ヶ月前までに相手方に対し別段の意思表示をしないときは、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成19年10月1日

甲 坂出市高屋町2048-91
日本郵政株式会社 かんぼの宿坂出
総支配人 戸 舘 正 弘

乙 坂出市室町2丁目3番5号
坂出市役所
市長 松 浦 稔 明

この協定書は、平成14年7月5日に坂出簡易保険保養センターと交換していた「災害時における協力に関する覚書」を、相手方の名称変更により、協定として再締結したものである。

19-8 災害時の福祉避難所（二次避難所）に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と坂出市福祉老健施設連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時に坂出市地域防災計画に定める福祉避難所（二次避難所）として、乙に加盟する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市地域防災計画等に基づき、災害時に避難所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「被災要援護者」という。）を対象として、甲が二次避難所を開設する際の乙及び施設の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、一般の指定避難所での対応が困難となった被災要援護者のために、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 施設は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第3条 施設は、甲から二次避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、被災要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事情により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、施設は自らの判断で被災要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第4条 二次避難所への被災要援護者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

2 施設は、甲の依頼により、二次避難所への被災要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第5条 施設は、第2条に基づき、被災要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む）の受入れを開始した場合、できる限り速やかに、甲に対して、二次避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後、その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲と施設は、十分に連携を図って二次避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、利用者に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第7条 甲は、施設が災害時にボランティア等を要請する場合は、坂出市社会福祉協議会への協力要請などにより、これに協力するものとする。

2 乙は、被災した施設からの受け入れ要請又は職員派遣要請があれば、これに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第8条 二次避難所の管理運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和36年法律第223号）等の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議するものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第10条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3か月前迄に文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第11条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申し出により、甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月22日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市寿町一丁目3番38号
坂出市福祉老健施設連絡協議会
会長 渡辺基彦

19-9 災害時の福祉避難所（二次避難所）に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と医療法人社団五色会（以下「乙」という。）とは、災害時に坂出市地域防災計画に定める福祉避難所（二次避難所）として、別表に掲げる乙の施設を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市地域防災計画等に基づき、災害時に避難所での特別な援助を必要とする障がい者等（以下「被災要援護者」という。）を対象として、甲が二次避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、障がいの特性上、一般の指定避難所での対応が困難となった被災要援護者のために、二次避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で乙に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第3条 乙は、甲から二次避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、被災要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事情により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で被災要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第4条 二次避難所への被災要援護者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、二次避難所への被災要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第5条 乙は、第2条に基づき、被災要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む）の受入れを開始した場合、できる限り速やかに、甲に対して、二次避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後、その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲と乙は、十分に連携を図って二次避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、利用者に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第7条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、坂出市社会福祉協議会への協力要請などにより、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第8条 二次避難所の管理運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和36年法律第223号）等の関係法令に基づくほか、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議するものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

（協定の解除）

第10条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3か月前迄に文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第11条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申し出により、甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月22日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市加茂町963番地
医療法人社団 五色会
理事長 佐藤 仁

別表

	施設名	所在地
1	中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町700番地13
2	五色台病院ダイナイトケア科プルミエ	坂出市加茂町680番地1

19-10 災害時の福祉避難所（二次避難所）に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と社会福祉法人若竹会（以下「乙」という。）とは、災害時に坂出市地域防災計画に定める福祉避難所（二次避難所）として、別表に掲げる乙の施設を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市地域防災計画等に基づき、災害時に避難所での特別な援助を必要とする障がい者等（以下「被災要援護者」という。）を対象として、甲が二次避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、障がいの特性上、一般の指定避難所での対応が困難となった被災要援護者のために、二次避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で乙に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第3条 乙は、甲から二次避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、被災要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事情により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で被災要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第4条 二次避難所への被災要援護者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、二次避難所への被災要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第5条 乙は、第2条に基づき、被災要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む）の受入れを開始した場合、できる限り速やかに、甲に対して、二次避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後、その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲と乙は、十分に連携を図って二次避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、利用者に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第7条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、坂出市社会福祉協議会への協力要請などにより、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第8条 二次避難所の管理運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和36年法律第223号）等の関係法令に基づくほか、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議するものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

（協定の解除）

第10条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3か月前迄に文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第11条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申し出により、甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月22日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市西庄町1666番地4
社会福祉法人 若竹会
理事長 河崎 春海

別表

	施設名	所在地
1	就労支援事業所わかたけ	坂出市西庄町1666番地4
2	コミュニティハウスやそば	坂出市西庄町766番地2

19-11 災害時における救援物資提供に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（以下「物資」という。）提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5以上の地震若しくは同等以上の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、甲の所有又は管理する土地又は建物内に設置している地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 乙は、前項の場合において、停電等により物資の提供に支障が生じた場合の体制を甲と協議のうえ、あらかじめ定めておくものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の申出は、協定を解消しようとする日の1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めがない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月29日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 松浦稔明

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役 営業本部長 大内 喬

19-12 災害発生時における救援物資提供に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と香川ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（以下「物資」という。）提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5以上の地震若しくは同等以上の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲から物資の提供について要請があったときは、乙は、次に定める物資を甲に無償提供するものとする。

- (1) 乙が甲の所有又は管理する土地又は建物内に設置する緊急時対策自動販売機の機内在庫の製品。
- (2) 備蓄のミネラルウォーター20ケース（240リットル）

2 前項の場合において、前項第1号の物資の提供については、各設置場所にて行うものとし、また同項第2号の物資の提供については、乙は、甲への輸送体制を速やかに整えるなど万全を期すほか、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合の体制を甲と協議のうえ、あらかじめ定めておくものとする。

（協力の要請等）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、前条第1項第1号の物資については要請を省略し、また同項第2号の物資については口頭、電話等により要請することができるものとし、いずれの場合も事後速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の申出は、協定を解消しようとする日の1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めがない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月29日

甲 坂出市
坂出市長 松浦稔明

乙 香川県坂出市府中町5326番地5
香川ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 朝倉英視

19-13 災害時における物資供給に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年12月16日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

19-14 災害時における飲料水の調達に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における飲料水（以下「飲料水」という。）の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請の方法）

第3条 飲料水の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水の運搬、引渡し）

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡しまでの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、飲料水を引渡した後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとし、甲は、請求の内容を確認後、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を超えない、災害対応への協力的な価格とする。

3 乙が行った運搬にかかる費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が飲料水を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲及び乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月10日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 松浦稔明

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
常務取締役 営業本部長 三谷久士

19-15 災害時における物資等の輸送に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会坂出支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し、貨物自動車（運転手等を含む。）による救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等救援物資の輸送業務
- (2) 災害応急対応のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対応業務

（事故等）

第4条 乙が業務に使用する貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに業務の実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生時直前における地域の事業者が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲、乙間で協議のうえ定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認の上、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、坂出市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年坂出市条例第11号）を準用し、甲が補償する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病、又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては坂出支部事務局とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年12月26日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 松浦稔明

乙 坂出市番の州公園6番地6
社団法人 香川県トラック協会 坂出支部
坂出支部長 宮本宗雄

19-16 災害時の医療救護活動に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と社団法人坂出市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、坂出市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に坂出市医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置する。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の配備
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請，受入，配備
- (7) 市内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他、医療救護活動に関すること

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで医療救護班を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。

5 乙は、甲の医療救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ医療救護班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（医療救護班の任務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、原則として、甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診察（トリアージを含む）と応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (4) 避難所の巡回診療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認及び死体の検案
- (7) 活動の記録と報告
- (8) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の調達）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する費用

(2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医療救護班が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する坂出市医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(救護病院及び応急救護所の指定)

第13条 乙は、甲が坂出市地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月18日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市久米町一丁目17番11号
社団法人 坂出市医師会
会長 井上 徹

19-17 災害時の医療救護活動に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と坂出市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、坂出市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に坂出市医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置する。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医療救護班，歯科医療救護班，薬剤師班の配備
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院，広域救護病院，災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請，受入，配備
- (7) 市内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他，医療救護活動に関すること

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 甲は，医療救護活動の必要が生じたときは，乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は，前項の規定により甲から要請を受けたときは，これに協力するものとする。

3 乙は，緊急やむを得ない場合は，甲の要請によらないで歯科医療救護班を派遣することができる。この場合にあつては，速やかにその旨を甲に報告し，その承認を得るものとする。

4 派遣された歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は，医療救護本部又は甲が指定するものを行うものとする。

5 乙は，甲の歯科医療救護班の派遣の要請に対し，迅速かつ的確に対応するため，あらかじめ歯科医療救護班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は，原則として，甲が設置する応急救護所等において，医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の任務は，次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の調達）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は，原則として甲が調達するものとするが，緊急の場合は，乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班の輸送は，乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は，必要に応じて，甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する費用

(2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 歯科医療救護班が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する坂出市医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月18日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市旭町二丁目6番50号
坂出市歯科医師会
会長 山地 偉知郎

19-18 災害時の医療救護活動に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と坂出市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、坂出市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に坂出市医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置する。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医療救護班，歯科医療救護班，薬剤師班の配備
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院，広域救護病院，災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請，受入，配備
- (7) 市内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他，医療救護活動に関すること

（薬剤師班の派遣）

第4条 甲は，医療救護活動の必要が生じたときは，乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は，前項の規定により甲から要請を受けたときは，これに協力するものとする。

3 乙は，緊急やむを得ない場合は，甲の要請によらないで薬剤師班を派遣することができる。この場合にあつては，速やかにその旨を甲に報告し，その承認を得るものとする。

4 派遣された薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は，医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。

5 乙は，甲の薬剤師班の派遣の要請に対し，迅速かつ的確に対応するため，あらかじめ薬剤師班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（薬剤師班の任務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は，原則として，応急救護所，医薬品等の集積場所及びその他甲が指定する場所において，医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の任務は，次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤，服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録と報告
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の提供）

第6条 甲は，医療救護活動において医薬品等が必要となった場合は，乙の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

2 乙は，甲から前項の要請を受けたときは，これに協力するものとする。

（輸送）

第7条 薬剤師班及び医薬品等の輸送は，乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は，必要に応じて，甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

（費用弁償等）

第 8 条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する費用
- (2) 乙の会員が提供した医薬品等を使用した場合の費用
- (3) 薬剤師班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（調剤費）

第 9 条 応急救護所等における調剤費は無料とし、前条に規定する費用の弁償に含まないものとする。

（医事紛争の措置）

第 10 条 薬剤師班が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（医療救護活動連絡会への参画）

第 11 条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する坂出市医療救護活動連絡会（以下「連絡会」という。）へ参画するものとする。

（平常時からの医薬品等の確保）

第 12 条 医療救護活動において必要と想定される医薬品等の薬効別などの品目及び数量については、連絡会において、あらかじめリストを作成するものとする。

2 乙は、会員が保管する医薬品等が、前項のリストに掲載された品目及び数量を確保できているかを確認し、甲に報告するものとする。

3 乙の会員が保管する医薬品等だけでは、第 1 項のリストに掲載された品目及び数量の確保が難しい場合は、甲乙協議のうえ確保に努めるものとする。

4 第 1 項のリストは、連絡会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

（訓練への参加）

第 13 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（実施細目）

第 14 条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定める。

（有効期間）

第 15 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から 1 月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年、この協定は延長され、以後同様とする。

（協議）

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 10 月 18 日

甲 坂出市室町二丁目 3 番 5 号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 坂出市加茂町 6 8 9 番地 6
坂出市薬剤師会
会長 正 木 浩 二

19-19 消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、丸亀市と坂出市の区域内に大規模な火災等の災害が発生した場合、相互の消防力を活用して災害を防除し及びこれらの災害に因る被害を軽減することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

1. 大規模な火災
2. 危険物施設等の火災
3. その他特殊な災害等

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した場合に、原則として応援を受ける市（以下「受援市」という。）の長が応援を求める市（以下「応援市」という。）の長に行うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 前条の規定に基づき応援を要請しようとするときは、受援市の長から応援市の長に対し電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

1. 災害の種別
2. 被害の状況
3. 災害の発生場所及び派遣を必要とする場所
4. 応援に要する隊の数
5. 応援に要する機械器具の種別及び資器材の数量
6. その他必要事項

(応援消防隊の派遣)

第5条 応援市の長は、第3条の規定により応援要請を受けたときその管轄区域内の消防業務に支障のない範囲内において応援消防隊を派遣するものとする。ただし、現に災害等の防除に従事している等特別の理由のため応援出動ができない場合は、その旨を受援市の長に通報するものとする。

(応援消防隊の指揮)

第6条 応援消防隊の指揮は、受援市の現場最高指揮者が応援消防隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合には直接応援消防隊の隊員に対して行うことができる。

(経費の負担)

第7条 応援出動に要した諸経費並びに損害を生じた場合の補償については、原則として応援市の負担とする。ただし、本条により難いと認められた経費等については、両市間においてその都度協議のうえ決定する。

(協定の改正)

第8条 この協定の改正を行う必要があると認められるときは、両市間において協議し決定するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項については両市の消防長が協議して別に定めるものとする。

(疑義)

第10条 この協定の実施に関し、疑義を生じたとき及びこの協定により難い問題が生じたときは、その都度両市間において協議して決定するものとする。

(実施期日)

第11条 この協定は昭和50年6月1日から実施する。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、関係当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和50年6月1日

丸亀市長 堀家重俊

坂出市長 番正辰雄

19-20 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地在市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式）を応援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
 - (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
 - (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。
- 2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5 市長， 38 町長， 6 事務組合管理者

別紙様式 1

第 年 月 日 号

殿

市町等の長 印

特 別 応 援 要 請 書

香川県消防相互応援協定第 4 条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発 災 日 時	平成 年 月 日 時 分
発 災 場 所	
要請応援隊の人員 及び機械器具, 消火 薬剤等の種別数量	
要 請 活 動 内 容	
集 結 地	
そ の 他 必 要 事 項	

別紙様式 2

第 年 月 日 号

殿

市町等の長 印

応 援 活 動 報 告 書

香川県消防相互応援協定第 5 条第 3 項により下記のとおり報告します。

記

災 害 種 別					
発 災 日 時	平成 年 月 日 時 分				
発 災 場 所					
受 信 時 分	平成 年 月 日 時 分				
要 請 者 名					
応援隊の人員及び 機械器具, 消火薬剤 等 の 種 別 数 量	応援隊名	出場人員	車 種 別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰着時分	走行距離
応 援 隊 の 活 動 状 況					

19-21 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

[消防本部]

19-22 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

高松市消防局，坂出市消防本部，丸亀市消防本部，善通寺市消防本部，三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部，仲多度南部消防組合消防本部，多度津町消防本部，大川広域消防本部および讃岐地区広域消防本部(以下「甲」という。)と四国旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは，乙が管理している軌道敷内で，甲の出動を要する人身事故等(以下「鉄道災害」という。)が発生した場合の相互連絡，協力体制を定めることにより，安全で迅速な救助活動および公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

1 目的

この覚書は，鉄道災害が発生した場合における救助活動等を，迅速かつ効果的に行うとともに，甲と乙が相互に連携・協力して，二次災害防止のための安全管理体制を確保することを目的とする。

2 管轄消防機関への連絡について

- (1) 甲は，鉄道災害の発生について乙から通報を受けた場合に，当該鉄道災害が管轄区域外におけるものであるときには，管轄消防機関に速やかに通報があった旨連絡する。
- (2) 甲は，鉄道災害の発生について通報を受けた場合に，その発生場所が管轄区域の境界付近であるときには，出動計画に基づき救助隊を出動させるとともに，隣接する消防機関にも出動を要請し，早期に現場を確認する。

3 災害の通報について

- (1) 鉄道災害が発生した場合における乙から甲への通報は，119番緊急ダイヤル等により，災害発生場所，災害概要，要救助者の状況等を迅速かつ正確に行う。
なお，乙はキロ程によって場所が把握できる踏切等所在地一覧を作成し甲に配布する。
- (2) 鉄道災害の発生について，一般人から甲に通報があった場合には，乙にその情報を速やかに提供する。
- (3) 甲と乙は，緊急時の連絡が円滑に行えるよう，緊急連絡表を作成することとし，連絡先の変更等がある場合は速やかに変更内容を通知する。

4 二次災害の防止について

- (1) 甲は，災害現場において救助活動を開始する前に，乙の現地連絡責任者に災害発生線路の列車抑止を確認し，必要があれば隣接線路等の列車抑止・徐行を要請する。
なお，列車による人身事故以外で現地連絡責任者が配置されていない場合には，緊急連絡表により甲は乙に列車抑止・徐行を要請する。
- (2) 乙は，列車の運行状況等救助活動に必要な情報を積極的に甲に提供する。

5 救助隊の現場誘導について

乙は，駅または駅付近において，鉄道災害が発生した旨通報を受けた場合には，救助隊の進入口を確認するとともに，救助隊を進入口から災害現場まで誘導する駅員を配置する等必要な処置を行う。(無人駅を除く)

6 乗客(非負傷者)の避難誘導について

- (1) 甲は，鉄道災害が発生した場合には，乗客(非負傷者)の避難誘導状況について乙の乗務員に確認する。
- (2) 甲は，救助活動の概要を乙に説明し，乙は構内アナウンス，車内アナウンス等により乗客に災害の状況を説明し，動揺を抑えるとともに，乗客の協力を得た円滑な避難誘導を行う。
- (3) 甲と乙は，協力して，乗客(非負傷者)の避難誘導を実施する。

7 電源等の安全管理について

甲は，救助活動を行うため軌道内に進入する場合には，列車の電源が遮断されているかどうか確認する。

救助活動において電源の遮断が必要な場合には，乙に電源の遮断を要請するかまたは派遣された乙の

技術者の指示を受けて救助活動を実施する。

8 救助活動における車両の一部破壊、ジャッキアップ等について

- (1) 甲は、救助活動等において車両の一部を破壊もしくはジャッキアップ等をする必要がある場合は、早期に乙に技術者の派遣を依頼し協力を得る。
技術者の派遣が時間的、体制的に困難な場合も想定されるので、あらかじめ管内の乙が保有する車両の構造を把握し、破壊可能箇所および範囲等を認識しておく。
- (2) 甲は、列車全体の構造等について乙の乗務員から情報を収集する。
- (3) 甲は、ジャッキアップ等による救助活動が終了し、復旧作業を行う場合には、乙と連携して行う。
- (4) 甲は、鉄道の運行に極力影響を及ぼさないように救助方法を選択する。

9 特殊な場所への進入について

- (1) 甲は、トンネル内や橋梁上等特殊な場所で鉄道災害が発生した場合には、迅速に救助活動ができるよう、人員、資機材の搬送方法について乙の協力を得る。
- (2) 甲は、高架、橋梁、トンネル内の進入方法について、事前に乙の協力を得て調査しておく。

10 救助資機材の調達について

甲は、大規模な鉄道災害が発生し、乙の保有している大型ジャッキや工事車両等の資機材を使用することが必要となる場合には、災害発生場所への進入経路および作業スペースが確保されるよう乙と協議し、その協力を得る。

11 大規模災害時の対応について

甲は、鉄道災害が発生した場合には、多くの負傷者が発生することを想定し、災害を覚知した初期段階から、広域応援、防災ヘリコプターの活用等を考慮しながら救助活動を進めていく。

12 訓練等の実施について

甲と乙は、日頃より相互の連絡調整、情報交換を密にし、鉄道災害を想定した合同の救助訓練の実施に努める。

13 協議

この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書 10 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 12 月 1 日

甲 高松市宮脇町一丁目 2 番 34 号
高松市消防局 消防局長 佐伯 眞 作

仲多度郡琴平町五条 3 1 3 番地
仲多度南部消防組合消防本部 消防長 片山隆二

坂出市久米町一丁目 17 番 23 号
坂出市消防本部 消防長 三木 和 夫

仲多度郡多度津町本通三丁目 1 番 33 号
多度津町消防本部 消防長 塩田耕三

丸亀市大手町二丁目 4 番 1 号
丸亀市消防本部 消防長 大谷 洋 司

東かがわ市町田 5 6 番 1
大川広域消防本部 消防長 古市忠夫

善通寺市善通寺町六丁目 10 番 21 号
善通寺市消防本部 消防長 岸 田 稔

木田郡三木町大字氷上 3 7 3 番地 2
讃岐地区広域消防本部 消防長 溝淵正

観音寺市坂本町一丁目 1 番 7 号
三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部
消防長 岩 本 茂 樹

乙
高松市浜ノ町 8 番 33 号
四国旅客鉄道株式会社 安全推進室長 上池裕

19-23 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と坂出市長(以下「乙」という。)は、坂出市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、坂出市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、坂出市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 坂出市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月11日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦(公印)

乙 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市長 綾 宏 (公印)

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書（案）」第3条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と坂出市長(以下「乙」という。)が平成23年11月11日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書（案）」第3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1. 甲が災害初動時に第3条(1)(2)の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
 なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。
2. 甲が災害初動時に第3条(3)(4)の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
 ただし、第3条(3)の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
 - ①災害種別が大規模自然災害である場合
 - ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
 - ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
 - ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
 - ⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書（案）」第5条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。

19-24 坂出市と坂出海上保安署との業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、坂出市行政区域内の海域および海域に隣接した場所ならびに与島、岩黒島、櫃石島等（以下「島しょ部」という。）において船舶火災などの災害等および傷病者が発生した場合における坂出市（以下「甲」という。）と坂出海上保安署（以下「乙」という。）の業務責任を明らかにするとともに、甲と乙の協力体制を確立し、相互の機能を活用して海域および海域に隣接した場所ならびに島しょ部における防災活動および救急活動の万全を期することを目的とする。

(協定適用区域)

第2条 この協定を適用する区域は、坂出市行政区域内の海域および海域に隣接した場所ならびに島しょ部とする。

(船舶火災の担当)

第3条 次に掲げる船舶（消防法第2条に規定する「舟」を含む。）の消火活動は、主として甲が担当するものとし、乙はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭および岸壁に係留された船舶および上架または入渠中の船舶

(2) 河川湖沼における船舶

2 前項に掲げる船舶以外の船舶の消火活動は、乙が担当し、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担当にかかる船舶を火災発生後ふ頭または岸壁から離す場合および乙の担当にかかる船舶を火災発生後ふ頭または岸壁にけい留する場合は、事前に甲および乙が協議の上実施し、相互に協力して消火活動を行なうものとする。

(甲から乙への要請)

第4条 甲は、海域に隣接した場所で災害等が発生した場合において特に必要があると認めるときは、乙に協力の要請をすることができる。この場合における乙の出動範囲は、巡視船艇の行動可能な水域とする。

2 甲は、島しょ部で災害等および傷病者が発生した場合において特に必要があると認めるときは、乙に消防隊の海上輸送について協力の要請をすることができる。

3 前項の場合において傷病者を海上輸送するときは、当該傷病者は、甲の管理の下に輸送されるものとする。

(乙から甲への要請)

第5条 乙は、海上保安庁法第2条に規定する海難救助および海洋汚染等（以下単に「海難救助または海洋汚染等」という。）の事態が生じた場合において必要があると認めるときは、甲に協力の要請をすることができる。この場合における甲の出動範囲は、消防隊の活動可能な水域とする。

(相互協力)

第6条 甲および乙は、相互の協力要請に対し、真摯かつ最善の協力を行うものとする。

(火災の通報)

第7条 甲または乙は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(火災原因の調査)

第8条 船舶の火災原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲および乙が協議して行なうものとする。

(消防てん末の通報)

第9条 甲または乙は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を連絡するものとする。

(経費の負担)

第10条 本協定に基づく対応に要した経費は、対応した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費が要した場合は、その都度甲および乙が協議の上定めるものとする。

(情報の交換)

第11条 甲および乙は、法令に定めるものの他、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー対策)

第12条 甲および乙は、大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、坂出市防

災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進
(雑則)

第13条 この協定で定めるものの他必要な事項は、甲および乙が協議の上定めるものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から実施する。
- 2 この協定の発行に伴い、「昭和46年4月1日付の坂出市(坂出市消防本部)と坂出海上保安署との業務協定」は廃止する。
- 3 この協定書は2通作成し、各関係の長が記名押印してして各自1通所持する。

平成24年 2月28日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂 出 市 長
綾 宏

乙 坂出市入船町一丁目6番10号
坂出海上保安署長
岸 田 慶

19-25 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、応援を要請する市町に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

香川県 香川県知事	浜田 恵造	土庄町 土庄町長	岡田 好平
高松市 高松市長	大西 秀人	小豆島町 小豆島町長	塩田 幸雄
丸亀市 丸亀市長	新井 哲二	三木町 三木町長	筒井 敏行
坂出市 坂出市長	綾 宏	直島町 直島町長	濱田 孝夫
善通寺市 善通寺市長	平岡 政典	宇多津町 宇多津町長	谷川 俊博
観音寺市 観音寺市長	白川 晴司	綾川町 綾川町長	藤井 賢
さぬき市 さぬき市長	大山 茂樹	琴平町 琴平町長	小野 正人
東かがわ市 東かがわ市長	藤井 秀城	多度津町 多度津町長	丸尾 幸雄
三豊市 三豊市長	横山 忠始	まんのう町 まんのう町長	栗田 隆義

19-26 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海的路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岸和田市，大阪府貝塚市，大阪府高石市，大阪府忠岡町，大阪府岬町 兵庫県姫路市，兵庫県洲本市，兵庫県南あわじ市，兵庫県播磨町 和歌山県海南市，和歌山県湯浅町，和歌山県由良町 岡山県玉野市，岡山県浅口市， 広島県広島市，広島県呉市，広島県竹原市，広島県三原市， 広島県尾道市，広島県大竹市，広島県廿日市市，広島県江田島市， 広島県坂町 山口県下関市，山口県宇部市，山口県山口市，山口県防府市， 山口県岩国市，山口県光市，山口県柳井市，山口県山陽小野田市 山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市，徳島県松茂町， 香川県高松市，香川県丸亀市，香川県坂出市，香川県観音寺市， 香川県東かがわ市，香川県土庄町，香川県小豆島町，香川県直島町， 香川県宇多津町， 愛媛県松山市，愛媛県八幡浜市，愛媛県新居浜市，愛媛県西条市， 愛媛県大洲市，愛媛県伊予市，愛媛県上島町，愛媛県松前町， 大分県中津市，大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由

- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
 - (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
 - (5) 受入港及び受入港への海上経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
 - 3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

- 第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。
- 2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
 - 3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

- 第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

- 第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。
- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
 - (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
 - (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
 - (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
 - (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
 - (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
 - (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
 - (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）

- 第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
- 2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）

- 第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）

- 第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

締結会員 53会員（38市14町1村） 平成24年12月25日現在

(大阪府)

岸和田市，貝塚市，高石市，忠岡町，岬町

(兵庫県)

姫路市，洲本市，南あわじ市，播磨町

(和歌山県)

海南市，湯浅町，由良町

(岡山県)

玉野市，浅口市

(広島県)

広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，大竹市，廿日市市，江田島市，坂町

(山口県)

下関市，宇部市，山口市，防府市，岩国市，光市，柳井市，山陽小野田市，周防大島町

(徳島県)

小松島市，松茂町

(香川県)

高松市，丸亀市，坂出市，観音寺市，東かがわ市，土庄町，小豆島町，直島町，宇多津町

(愛媛県)

松山市，八幡浜市，新居浜市，西条市，大洲市，伊予市，上島町，松前町

(大分県)

中津市，姫島村

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
 - (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
 - (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。
- 2 地域ブロック幹事の行う業務は、以下のとおりとする。
- (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
 - (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。
- 3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。
- 4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。
- 5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

- 第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。
- 2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。
 - 3 応援会員は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ幹事を經由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。
 - (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
 - (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
 - (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
 - (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、応援会員に対し別紙3応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、被災会員に対し別紙4応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、平成25年3月29日から施行する。

別表1

申し合わせ書第2条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国ブロック	大阪府貝塚市	兵庫県南あわじ市，和歌山県湯浅町，岡山県浅口市，広島県三原市，山口県防府市
四国・九州ブロック	大分県中津市	徳島県松茂町，香川県高松市，愛媛県新居浜市

別表2

申し合わせ書第10条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府 貝塚市 ※副幹事
兵庫県 南あわじ市
和歌山県 湯浅町
岡山県 浅口市
広島県 三原市
山口県 防府市
徳島県 松茂町
香川県 高松市 ※幹事
愛媛県 新居浜市
大分県 中津市

別紙1（第4条関係）

年 月 日

（応援とりまとめ幹事）様

（災害を受けた協定市町長）印

応援要請書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

記

- 1 災害の状況及び要請理由
- 2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- 3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- 4 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- 5 その他、特に必要な事項
- 6 連絡先
（担当部課名）
（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）
（メールアドレス）

別紙2（第5条関係）

（応援とりまとめ幹事経由）
文 書 番 号
年 月 日

（災害を受けた協定市町長）様

（応援する協定市町長）印

応援通知書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援します。

記

- 1 物的応援（物資等の品目、数量）
 - 2 人的応援（活動内容、派遣人数、期間）
 - 3 被災傷者の受入（受入可能な医療機関、人数）
 - 4 その他の応援（応援の内容及び期間）
- （担当部課名）
（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）
（メールアドレス）

別紙 3 (第 6 条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)
 文 書 番 号
 年 月 日

(応援した協定市町長) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応援物資等受領書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目
 数 量
 備 考

(担当者名)
 (電話番号)
 (FAX番号)
 (メールアドレス)

別紙 4 (第 7 条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)
 文 書 番 号
 年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援した協定市町長) 印

応援終了報告書

平成 年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項
 1 物的応援
 2 人的応援
 3 被災傷者の受入
 4 その他の応援

(担当部課名)
 (担当者名)
 (電話番号)
 (FAX番号)
 (メールアドレス)

19-27 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加わる団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市町
①	北海道, 青森県, 秋田県, 岩手県, 山形県, 宮城県	室蘭市, 釧路市, 苫小牧市, 伊達市, 石狩市, 北斗市, 青森市, 八戸市, 秋田市, 男鹿市, 久慈市, 酒田市, 仙台市, 塩竈市, 多賀城市
②	茨城県, 千葉県, 神奈川県	北茨城市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 市原市, 袖ヶ浦市, 横浜市, 横須賀市
③	新潟県, 富山県, 石川県, 愛知県, 三重県	新潟市, 富山市, 金沢市, 半田市, 碧南市, 東海市, 知多市, 四日市市
④	大阪府, 和歌山県, 岡山県, 香川県, 愛媛県	堺市, 泉大津市, 松原市, 高石市, 海南市, 有田市, 倉敷市, 玉野市, 坂出市, 松山市
⑤	広島県, 山口県, 福岡県, 佐賀県, 大分県, 熊本県, 鹿児島県, 沖縄県	大竹市, 下関市, 宇部市, 周南市, 防府市, 岩国市, 山陽小野田市, 和木町, 北九州市, 中間市, 唐津市, 大分市, 八代市, 鹿児島市, うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長	青山 剛	市原市長	佐久間 隆義	玉野市長	黒田 晋
釧路市長	蝦名 大也	袖ヶ浦市長	出口 清	坂出市長	綾 宏
苫小牧市長	岩倉 博文	横浜市長	林 文子	松山市長	野志 克仁
伊達市長	菊谷 秀吉	横須賀市長	吉田 雄人	大竹市長	入山 欣郎
石狩市長	田岡 克介	新潟市長	篠田 昭	下関市長	中尾 友昭
北斗市長	高谷 寿峰	富山市長	森 雅志	宇部市長	久保田 后子
青森市長	鹿内 博	金沢市長	山野 之義	周南市長	木村 健一郎
八戸市長	小林 眞	半田市市長	榊原 純夫	防府市長	松浦 正人
秋田市長	穂積 志	碧南市長	禰亘田 政信	岩国市長	福田 良彦
男鹿市長	渡部 幸男	東海市長	鈴木 淳雄	山陽小野田市長	白井 博文
久慈市長	山内 隆文	知多市長	加藤 功	和木町長	古木 哲夫
酒田市長	阿部 寿一	四日市市長	田中 俊行	北九州市長	北橋 健治
仙台市長	奥山 恵美子	堺市長	竹山 修身	中間市長	松下 俊男
塩竈市長	佐藤 昭	泉大津市長	神谷 昇	唐津市長	坂井 俊之
多賀城市長	菊池 健次郎	松原市長	澤井 宏文	大分市長	釘宮 磐
北茨城市長	豊田 稔	高石市長	阪口 伸六	八代市長	福島 和敏
千葉市長	熊谷 俊人	海南市長	神出 政巳	鹿児島市長	森 博幸
市川市長	大久保 博	有田市長	望月 良男	うるま市長	島袋 俊夫
船橋市長	藤代 孝七	倉敷市長	伊東 香織		

19-28 中国四国農政局高松地域センター 震災対応マニュアル（抜粋）

3 職員の派遣

責任者：総括管理官（農政推進）

協力部署：総務チーム

担当部署：食品産業チーム（内303）

I 発災後の措置 **発生直後**

(1) 高松地域センター長は、中国四国農政局長から被災自治体（県及び市町）への派遣を要請された場合は、職員を派遣する。

高松地域センター長は、管内の被害状況から被災自治体への職員派遣が必要と判断した場合には、中国四国農政局長及び当該被災自治体の首長と協議の上、職員を派遣する。

(2) 総務チームは、職員の派遣に関し、当該候補者が所属するグループ長と協議し、派遣する。

(3) 高松地域センター長は、被災自治体から職員の派遣を要請された場合には、その旨を中国四国農政局長に連絡する。

(4) 派遣者による業務の実施（派遣職員の業務確認事項を参照）

① 県への派遣者は、以下の業務を実施する。

ア 農林水産本省に食料・物資支援チームが設置されている場合

(ア) 本省食料・物資支援チームから食料・物資出荷後に送られてくる物資調整シート（写し）の情報を基に、県拠点への食料・物資の到着状況、当該拠点から市町への発送の状況（日時）を確認する

(イ) (ア)について食料・物資支援チーム及び局に報告する。

(ウ) 毎日、事務局及び局に日報を提出する。

イ 農林水産本省に食料・物資支援チームが設置されていない場合

(ア) 被害に関する情報を収集する。

(イ) 食料・物資の充足状況に関する情報を収集する。（食料・物資支援が必要な場合は、県から国（内閣府）に要請させる。）

(ウ) (ア)及び(イ)について事務局及び局に報告する。

(エ) 毎日、事務局及び局に日報を提出する。

② 市町への派遣者は、①のアの場合に以下の業務を実施する。

(ア) 市町が県に対して行う食料・物資の要請状況を常に把握する。

(イ) 本省食料・物資支援チームから食料・物資出荷後に送られてくる物資調整シート（写し）の情報を基に、市町拠点への食料・物資の到着状況、市町から避難所への食料・物資の供給状況を確認する。

(ウ) (イ)について食料・物資支援チーム及び局に報告する。

(エ) 毎日、事務局及び局に日報を提出する。

(5) 総務チームは、職員の派遣後速やかに、派遣者の交代要員を選定し交代要員を局に報告する。

II 平常時における措置

(1) 派遣職員の通信体制の整備

食品産業チームは、災害時に被災自治体（県又は市町）に派遣する職員に携行させるため、衛星携帯電話及び関係連絡先一覧（本省各課、局内部部署等、政府関係連絡先等）を作成する。

(2) 派遣職員携行品の準備

食品産業チームは、災害時に派遣する職員に携行させるため、震災対応マニュアル、通信機器（充電器を含む）パソコン、防災服、非常用食料等を準備する。

(3) 職員の派遣に係る地方自治体担当組織（官署又は部署）の選定

食品産業チームは、職員の派遣に関し、管内地方自治体（県、市町）を担当する組織部署を予め選定し、企画調整室に報告する。

(4) 派遣に係る準備

職員の派遣に関し、担当する地方自治体を定期的に訪問すること等により、当該自治体との信頼関係の形成・維持に努める。

また、担当する地方自治体の窓口担当者と何時でも連絡が可能な状況を確認する。

(5) 訓練等への参加の配慮

食品産業チームは、職員の派遣に関し、地方自治体を担当する組織の職員が各種訓練、研修等に参加できるよう配慮する。

地方自治体への派遣職員に係る協力体制の整備について（整理）

平成 24 年 10 月 26 日

中国四国農政局

1 震災対応マニュアルの範囲

本年 7 月に作成した震災対応マニュアルは、地震災害が対象となっており、今後、農林水産本省において、風水害・雪害対策等のマニュアルについても順次見直す予定となっている。

2 食料・物資支援について

(1) 食料支援に係る政府全体の取組と農林水産省の取組との関係

政府全体としての食料・物資に関する支援策は、現在、検討中であり、今回説明した農林水産省案も、政府案を踏まえ再度検討することとしている。

(2) プッシュ型支援とプル型支援

政府対策本部において、被災自治体（都道府県、市町村）の被害状況を把握し、プッシュ型支援の実施の判断を行うこととなるが、この場合、農林水産省は、政府対策本部の指示により、必要な応急食料等を関連の業界、民間企業等から調達することとなる。

プル型支援は、都道府県から政府対策本部への要請を踏まえ、政府対策本部から農林水産省に指示がなされ、農林水産省が関連の業界、民間企業等から必要量を調達する。

応急食料等支援物資の輸送については、政府対策本部が輸送手段を検討し、農林水産省が調達した応急食料等を含む支援物資を被災都道府県の物流拠点へ輸送することとなる。

なお、県内での調達ができない場合でも、「緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果」等を用いて、県が自ら調達できる場合には、直接調達してもらうこととなる。

(3) 農林水産省が支援する応急食料・物資

・ 応急食料：おにぎり，弁当，パン，カップめん，包装米飯，飲料水（ペットボトル），育児用調整粉乳等

・ 物資：木炭，煉炭，コンロ，七輪等

3 派遣職員の業務等

農林水産省から職員を派遣する主な目的は、県の災害対策本部の業務を行うことではなく、現地における食料の支援体制、供給状況等の確認にある。

国が行う食料支援に関し、被災自治体に職員を派遣して、食料支援体制、供給状況等の確認を行うことにより、被災地に必要な食料を確実に輸送することとしている。

なお、職員は、最低 1 名は派遣することとしているが、被災状況に応じて機動的に対応する。

19-29 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と香川県エルピーガス協会綾歌支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資としてエルピーガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において、災害時とは、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがあるときをいう。

（エルピーガス等の範囲）

第2条 この協定において、エルピーガス等とは、容器に充てんされたエルピーガスまたはバルクローリーにより充てんするエルピーガス及びエルピーガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、調達の必要を認めるときは、乙に対して避難所等へのエルピーガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別に定める災害時エルピーガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭またはその他確実に連絡できる方法で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、エルピーガス等の搬送及び引渡しについては、甲の指示により行うものとする。

2 エルピーガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でエルピーガス等を供給するものとする。

（費用の負担）

第8条 エルピーガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。

2 エルピーガス等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なエルピーガス等の数量を確保しておくこととする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検・改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来たさないよう常に点検・改善に努めるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲または乙から申し出のない時は、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 坂出市室町二丁目3番5号

坂出市

坂出市長 綾 宏

乙 坂出市入船町一丁目1番2号

香川県エルピーガス協会 綾歌支部

綾歌支部長 横井 敬仁

19-30 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と香川県石油商業組合坂出支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、甲がおこなう応急対策等に必要な石油類燃料の供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要を認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる業務を要請できるものとし、乙は特別な理由が無い限り協力するものとする。

(1) 乙の組合員の給油所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車両等へ石油類燃料を供給すること。

(2) 乙の組合員の油槽所等から甲の公共施設等へ石油類燃料を運搬し供給すること

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法を持って要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条に基づき甲の要請により乙が供給した石油類燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 石油類燃料の運搬に要した経費は、原則として乙の負担とする。

3 前項に規定する石油類燃料の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（対価の請求および支払）

第4条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る対価について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部職員課危機監理室長、乙においては坂出支部長とする。また、甲および乙の連絡先を定め変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

（給油所等一覧）

第6条 乙は、協定に基づいて第2条第1項各号の協力をすることができる坂出市内の給油所等の一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

（平常時からの準備）

第7条 乙は、災害時において供給可能な石油類燃料の数量を確保するように努めるものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検・改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障をきたさないよう常に点検・改善に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 坂出市室町二丁目3番5号

坂出市

坂出市長 綾 宏

乙 坂出市入船町一丁目1番2号

香川県石油商業組合 坂出支部

坂出支部長 林 良 憲

19-31 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合坂出支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、災害応急対策業務の協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲からの協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、「災害応急対策業務協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに前述の要請書を提出するものとする。

3 災害規模により乙は、他支部（四国連合会及び全日連合会）に協力要請をすることができる。

（協力業務）

第3条 甲は乙に対し、次の災害応急対策業務について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（災害応急対策業務の指示）

第4条 災害応急対策業務実施者は、甲の要請に基づき災害応急対策業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 災害応急対策業務実施者は、災害応急対策業務を実施したとき、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、甲、乙協議の上決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合、および次に掲げる場合を除き、坂出市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の規定により、甲が補償するものとする。

- (1) 当該従事者の故意または重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病または死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病または死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく災害応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては職員課危機監理室長を、乙においては坂出支部支部長を連絡責任者とし、乙は組合員名簿等を毎年甲に提供する。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 香川県坂出市室町二丁目4番15号
香川県電気工事業工業組合 坂出支部
支部長 山下正一

19-32 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時における資機材のレンタルについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市内において、地震や津波、風水害その他の災害（坂出市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の、災害応急活動等に必要となる車両および資機材その他の乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対して機材の提供について協力要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書を甲に提出するものとする。

（機材の引き渡し）

第3条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協議に係る連絡窓口は、甲においては、総務部職員課危機監理室とし、乙においては、株式会社アクティオ四国支店坂出営業所とする。

2 甲および乙は、災害時の連絡先・方法を事前に定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を、負担するものとする。

2 機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、協議締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

甲 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 香川県坂出市西大浜北三丁目45番地1
株式会社アクティオ 四国支店
支店長 浜田喜代己

19-33 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と讃岐リース株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における資機材のレンタルについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂出市内において、地震や津波、風水害その他の災害（坂出市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の、災害応急活動等に必要となる車両および資機材その他の乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対して機材の提供について協力要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書を甲に提出するものとする。

（機材の引き渡し）

第3条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協議に係る連絡窓口は、甲においては、総務部職員課危機監理室とし、乙においては、讃岐リース株式会社坂出営業所とする。

2 甲および乙は、災害時の連絡先・方法を事前に定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を、負担するものとする。

2 機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、協議締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

甲 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 香川県坂出市西大浜北四丁目2番21号
讃岐リース株式会社
坂出営業所
所長 久松 竹好

[危機監理室]

19-34 特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書

坂出市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社香川支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際（以下「災害発生時」という。）の乙の提供する特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害発生時」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（設置設備の管理及び修復費用の負担）

第4条 甲及び乙は、甲が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）及び乙が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）、保安器、引込線等）について、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう管理に努めることとする。

2 前項の乙の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、当該破損に係る修復費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

2 前項の情報の保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転及び廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等を行ったときには、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。

2 特設公衆電話の新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める接続試験を実施することとする。

（異常発見時の取扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回路について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、当該異常の除去に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第 10 条 甲及び乙は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は特設公衆電話に係る電話機を速やかに撤去するものとする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、有事の際は事前設置した特設公衆電話を利用開始した時点でニュースリリースを行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を行わないものとする。

2 甲は、乙より特設公衆電話に係る目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じるものとする。

3 前項の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 第 2 項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 14 条 本書に定めのない事項又は本書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 6 日

甲 香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号
坂出市長 綾 宏

乙 香川県高松市観光通 1 丁目 8 番地 2
西日本電信電話株式会社香川支店
支店長 眞塚 教夫

19-35 災害時の協力に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、相互に迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら災害応急対応の中核となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備の復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置き場等の確保に関する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点・資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に協力するように努める。

（平常時の活動）

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月28日

甲 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
坂出市長 綾 宏

乙 香川県高松市亀井町7番地9
四国電力株式会社
執行役員高松支店長 谷崎 浩一

19-36 被災建築物の応急対策業務に関する協定書

坂出市（以下「甲」という。）と香川県建設労働組合坂出支部（以下「乙」という。）は、坂出市内において、地震災害、風水害、津波災害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（応急対策業務）

第1条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法第4条第1項第6号に規定する応急修理（以下「応急修理」という。）
- (2) 被災建築物に関する相談窓口の設置

（協力体制の整備）

第2条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、文書により乙に連絡し協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

（問い合わせ窓口の設置）

第4条 乙は、災害が発生した場合は、住民等からの被災建築物（設備、外構等を含む。）の修繕、撤去等（以下「修繕等」という。）に関する問い合わせ等に対応するための窓口を設け、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 被災建築物の修繕等の方法、費用等の問い合わせ対応
 - (2) 被災建築物の修繕業者のあっせん
 - (3) 被災建築物に対する公的支援制度の説明
- 2 前項の問い合わせ窓口では、被災建築物の修繕等は原則として所有者が行わなければならない旨を説明するものとする。

（応急修理）

第5条 甲が香川県より委任をうけて実施する応急修理に関する協力要請、指示、報告、費用負担その他の手続きは、香川県が定める手続きによるものとする。

2 次条に定める被災建築物の修繕等は、応急修理の対象となる建築物においては応急修理の完了検査の後に実施するものとする。ただし、応急修理と同時に修繕等を行う必要がある場合は、乙は甲と協議し甲の指示に従うものとする。

（被災建築物の修繕）

第6条 乙および乙の会員で被災建築物の修繕等を行おうとする者（以下「修繕業者」という。）は、被災建築物を所有または管理をしている者（以下「所有者等」という。）に、修繕等の内容、費用、期間、支払方法、その他必要な事項を書面で提示し、書面で所有者等と契約を交わした後に修繕等を行わなければならない。

- 2 修繕業者は、甲が実施する被災建築物応急危険度判定および住家の被害認定が完了した後に、被災建築物の修繕等を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、甲と協議し甲の指示に従うものとする。
- 3 修繕業者は、修繕等を行おうとしている被災建築物が、応急修理の対象となる建築物でないことを確認した後に、修繕等を行わなければならない。
- 4 被災建築物の修繕等を行おうとする者は、被災状況が確認できるように修繕前の写真を撮影し、甲から提供の求めがあった場合は、当該写真を提供するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ

月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、本協定はさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市
市長 綾 宏

乙 坂出市常盤町一丁目3番16号
香川県建設労働組合坂出支部
支部長 宮 武 誠 一